

原子力損害賠償紛争解決センター 活動状況報告書
～初期段階(9～12月)における状況について～(概況報告と総括)

概 要

1. 申立ての動向

(1) 申立件数

- 原子力損害賠償紛争解決センターが平成 23 年 9 月 1 日に申立ての受付を開始してから、同年 12 月 28 日までで 4 か月が経過。

この期間(「初期段階」)における申立件数は、総計 521 件。月別にみると、9 月は 38 件、10 月は 80 件、11 月は 143 件、12 月は 260 件と急増。

(注)・平成 24 年 1 月は 248 件であり、概ね横ばい状態であった。

・平成 24 年 2 月 16 日現在で申し立て件数は 963 件。

・一つの申立てに複数の申立人がある場合もあり、申立件数と申立人数はイコールではない。

(2) 申立ての特徴

【個人申立て・本人申立てが多い】

- 個人と法人の申立件数比率は、約 8:2。月別にみると法人の比率が徐々に増加する傾向。
- 本人申立てが全体の約 8 割を占め、弁護士代理は全体の約 2 割。

【集団的申立て】

- 12 月には、集団的な申立てとして、林業の事業者団体に属する約 20 名の事業者からの申立て、及び互いに近接した地域の住民 34 世帯 130 名の申立てがあった。今後も、他の事業者団体や地域住民などから、集団的な申立てがなされることが予想される。

【事故時の居住地】

- 事故時住所が福島県内(政府による避難指示等対象区域内)にあった者が申立総件数の約 42%、福島県内(政府による避難指示等対象区域外)にあった者が約 35%。
避難指示等対象区域内の被害者が当センターへの申立てを実行するには、未だ様々な困難があると考えられ、被害者の早期救済という観点から憂慮。

【損害項目の割合】

- 申立てにより請求されている損害項目の割合(申立件数で除した割合)としては、避難費用(交通費、宿泊費、生活費増加費等)が約 50%、精神的損害が約 53%、営業損害が約 36%、就労不能損害が約 29%、財物価値喪失等が約 29%。

2. 申立事件の処理状況

【和解成立件数等】

- 12月28日までの和解成立件数は2件、取下げ件数は4件。申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は実現できていない。
(注)・平成24年2月16日現在で、和解成立件数(一部和解含む)は5件となっている。
- 未済事件のうち、12月28日までで和解案が提示されているのは5件であるが、平成24年2月末までに和解案を提示できる見込みがあるのは約50件。
(注)・平成24年2月16日現在で、和解案提示件数は30件となっている。

【パネル協議・口頭審理】

- パネル協議(担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議するもの)については、9月及び10月の申立事件は平成23年12月28日までに全件で実施。
口頭審理(当事者の一方又は双方から意見を聴取するもの)については、同時点までで、38件で実施。センターの東京事務所のほか、郡山市にある福島事務所で4件実施。また、いわき市で11件実施。今後、南相馬市や山形県米沢市での開催を予定。
(注)・平成24年2月16日現在で、両事務所以外での開催は、福島県内ではいわき市、南相馬市、山形県内では米沢市。

3. 和解成立が遅延している要因

- 当センターに内在する原因としては、初期段階が立ち上がり時期であり、当該事案の処理が事後の多くの類似案件に影響を及ぼし得ることから、審理に慎重を期したこと、
初期段階にかんがみ、仲介委員3名の合議体で慎重に審理することとしていたため、パネル協議又は口頭審理の期日の日程調整に時間を要したこと、
自主的避難案件等は12月の中間指針追補の策定まで待たざるを得なかったこと等が挙げられる。

- 東京電力側にある原因としては、東京電力が財物価値喪失等及び中間指針に個別に明記されていない損害の賠償請求について和解協議に入ることに消極的な態度をとり続けたこと、
中間指針において目安とされた金額の増額や生活費増加分の賠償になかなか応じないこと、
事件全般につき答弁書における認否留保が多く、積極的な審理促進の態度があまりみられないこと等が挙げられる。
- 申立人側にある原因としては、予想以上に本人申立ての件数が多く(全体の約8割)、かつ、申立書の記載内容だけでは請求する損害内容が判然としないものや、証拠書類の整理が十分ではないものが多く、その結果、仲介委員及び調査官(仲介委員を補佐する弁護士)による事実調査に要する時間が予想以上にかかったことが挙げられる。

4. 課題解決に向けた取組み

(1) 和解案策定の迅速化に向けた手続の改善

① 期日の早期設定

- 和解仲介手続の全体標準期間の設定と各段階における期日設定の促進を行うなど、パネル協議期日及び口頭審理期日の早期設定のための工夫を試みている。
 - 論点整理を迅速に行うため、また、東京電力による認否を早めるため、本来、仲介委員等の指名通知の発送と同時に行う事件の受理通知と申立書類一式の送付を、指名通知の発送前に実施。
 - 調査官による当事者からの聴き取り等の調査の開始時期を、第1回パネル協議期日後から、第1回パネル協議期日前に繰り上げ、早い時期から当事者の主張内容を確認。
 - センター内の意識統一のために、平成23年12月9日に「事件の標準的進行モデル」を定め、仲介委員及び調査官に周知。

② パネル間協議による共通論点の整理

- 多くの案件に共通する論点について、同種案件を抱える複数のパネル間で合意(パネル間協議)を持ち、共通の考え方に基づく和解案作りに向けての意見交換を実施し、順次、この協議に基づく和解案・和解案提示理由書を当事者に提示。
 - 精神的損害に関する慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の増額事由
 - 第2期(本件事故発生日から6か月経過後から6か月間)の慰謝料
 - 財物価値喪失等の損害に関する評価方法

- 自主的避難等対象区域の住民の損害賠償 等

③ 総括基準の策定

- 総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参照される基準)等の策定・公表に取り組む。
和解結果や総括基準の公表は、統一した基準に基づくセンターによる和解案提示の促進に資するのみならず、当該基準を東京電力が受け入れることを前提として、被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進にも寄与することを期待。

④ 一部和解等の促進

- 申し立てられた賠償項目のなかでも、比較的審理が簡易なものだけ先に和解をする一部和解を促進することや、当事者間に争いが無いと見込まれる部分について、優先的に仮払いするよう東京電力に仲介手続内で促すことを検討。

⑤ 単独体審理(一人パネル)の活用

- 初期段階においては一つの案件につき3名の仲介委員による合議体審理を原則としていたが、経験が蓄積されつつあることにかんがみ、今後は、単独体審理(一人パネル)を活用し、機動性の向上に努める。

(2) 集団申立てに対する対応 (代表案件先行処理方式の採用)

- 集団申立案件については、センターがその全員分について同時に審理を進めていくと、審理の渋滞、遅延を招くおそれがある。
そのため、当事者とも協議の上、いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして、迅速な審理を目指す。

(3) 当事者に対する働きかけの強化

- 本件事故の実情及び被害者の置かれている状況を踏まえて、被害者の負担軽減や紛争の迅速な解決に資するよう設置された当センターの役割にかんがみ、東京電力に対して、迅速かつ公正な審理に協力いただけるよう、各仲介委員及びセンターから要請。今後、原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償円滑化会議を通じて要請していくことも課題。
- 審理促進のため、できるだけ多くの案件が、中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって申立ての代理がなされること、あるいは少なくともそのような弁護士による相談を経由して申し立てられることが実現されるよう、原子力損害賠償支援機構、関係する地方公共団体、弁護士会等に協力を

求める。

また、弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては、事実、証拠、法的根拠等を適切に整理して申し立てていただくよう、各仲介委員から求めるとともに、弁護士会等を通じて協力を要請。

(4) センターの体制の強化

- 平成 23 年 12 月 28 日時点で、総括委員 3 名、仲介委員 128 名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士)28 名、和解仲介室(事務局的功能を有する。)の職員(派遣職員等を含む。)34 名の体制。和解仲介室職員のうち 8 名は、郡山市に所在する福島事務所に勤務。
- 申立件数の増加の程度によっては、仲介委員、調査官及びこれらを事務的に支える事務スタッフの増員を検討しなければ、当センターに求められる適正かつ迅速な解決が実現できなくなるおそれもあり、体制の強化が喫緊の課題。

(注)・平成 24 年 1 月～2 月に調査官 5 名増員。今後、10～15 名程度を増員予定。

・平成 24 年 1 月～2 月に事務スタッフ 10 名程度増員。今後、20～25 名程度の増員予定。

・仲介委員については、今後、数十名程度の増員予定。

5. まとめ

- 和解の実例を積み重ね、また総括基準を策定・公表することにより、申し立てられた案件を適正かつ迅速に解決に導く。
また、これらの総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進されるような環境を速やかに整えることにもなると考えられる。
- 紛争性のある賠償案件数の膨大さに照らし、特別事業計画において当センターの和解案尊重を約束している東京電力が、当センターの和解仲介手続に誠実に協力し、また当センターにおいて示された和解案や諸基準を、当センターの手続のみならず、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。
- 当センターが扱う案件は、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償であり、当該損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、初期段階以後も、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。